

# 非営利事業体税制の制度案（修正案）の概要

公益社団法人 公益財団法人 社会福祉法人 学校法人 宗教法人 NPO 法人 など(注)	< 収益事業以外の事業 >  非課税	< 収益事業 > < 公益目的事業 >  非課税	課税  税率 (**%)  みなし寄付(100%)
一般社団法人 一般財団法人 人格のない社団等 など(注)	< 収益事業以外の事業 >  非課税	< 収益事業 > < 公益目的事業 >  非課税	課税  税率 (**%)  みなし寄付(**%)
利益・剰余金の分配や 残余財産の分配をしないことを定款等に明示していない法人等	課税  税率 (普通法人と同様の税率)		

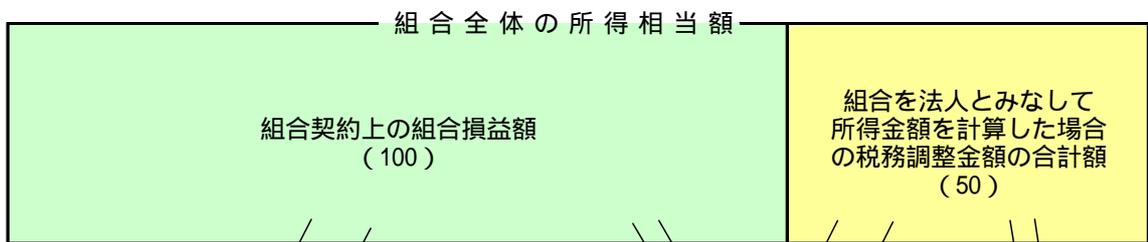
(注) 利益・剰余金の分配や残余財産の分配をしないことを定款等に明示している法人等に限る。ただし、社員等に利益・剰余金の分配や残余財産の分配を行った場合には、法人税課税済金額を控除した残額に、高率の利益分配等法人税を課税する。

# 組合税制の制度案（修正案）の概要

組合所得相当額の計算

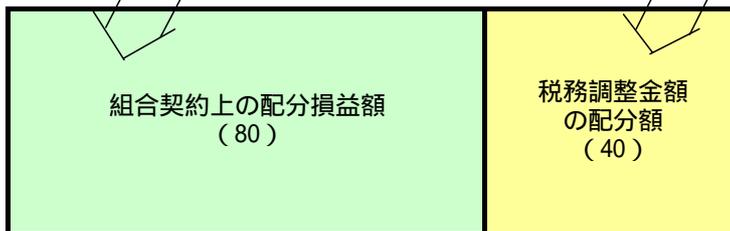
## 組合

組合を法人とみなして組合全体の所得相当額（要税務調整金額を含む。）を計算する。  
組合全体の所得相当額を組合契約上の損益分配割合に応じて各組合員に配分する。  
（注） 組合は法人税の申告を行わない。



組合損益の申告・納税

## 組合員 A



## 組合員 B



各組合員は、配分された損益の額（要税務調整金額の配分額を含む。）を計上する。  
税額控除を行う。  
申告・納税を行う。